

四日市市教委訓令第1号

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月25日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程の一部を改正する規程
四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程（昭和62年四日市市教委訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係）課長等専決事項 教育総務課長 （1）及び（2）（略） <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） 教育施設課長（略） 学校教育課長 （1）校長の出張、休暇、欠勤その他 軽易な諸願届の処理 （2）から（9）まで（略） （10）市立小学校、中学校等の就学援助及び特別支援教育就学奨励費に関すること。 社会教育・文化財課長（略） 博物館副館長（略）	別表（第4条関係）課長等専決事項 教育総務課長 （1）及び（2）（略） <u>（3）臨時職員の雇用承認</u> <u>（4）</u> （略） <u>（5）</u> （略） <u>（6）</u> （略） <u>（7）</u> （略） 教育施設課長（略） 学校教育課長 （1）校長、 <u>園長</u> の出張、休暇、欠勤 その他軽易な諸願届の処理 （2）から（9）まで（略） （10）市立小学校、中学校等の就学援助及び特別支援教育就学奨励費 <u>並びに市立幼稚園の就園奨励</u> に関すること。 社会教育・文化財課長（略） 博物館副館長（略）

指導課長（略）	指導課長（略）
人権・同和教育課長（略）	人権・同和教育課長（略）
教育支援課長（略）	教育支援課長（略）
図書館長（略）	図書館長（略）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。